

医政第 276-1 号  
令和 4 (2022) 年 6 月 9 日

公益社団法人栃木県看護協会  
会長 朝野 春美 様

栃木県保健福祉部長 仲山 信之

令和 4 (2022) 年度訪問看護ステーション設備整備支援事業の実施について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、訪問看護ステーションの開設等に係る設備整備を支援することにより、訪問看護ステーションの設置促進及び訪問看護の実施体制を強化し、もって、医療及び介護・福祉の切れ目のないサービス提供体制の充実を図ることを目的として、標記事業を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴会員への御周知に御協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 事業名

訪問看護ステーション設備整備支援事業

#### 2 事業内容

新たに訪問看護ステーション又はそのサテライトを開設する場合及び既存の訪問看護ステーションが新たに機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出を行う場合に、必要となる設備整備費の一部を県が助成するもの

※ 詳細は、別添「訪問看護ステーション設備整備支援事業実施要綱」及び「訪問看護ステーション設備整備費補助金交付要領」のとおり

#### 3 実施期間

令和 4 (2022) 年 6 月 9 日から令和 5 (2023) 年 2 月 10 日まで

医療政策課  
在宅医療・介護連携担当：矢野  
TEL:028-623-3046  
E-mail:yanoy04@pref.tochigi.lg.jp